

✚ 貨物概要

脱脂粉乳 20%、砂糖 35%、ぶどう糖 36.7%、乳糖 8%、ミルクフレーバー0.3%を混合した粉末。主として製菓、製パン等の原材料として使用される。ミルクフレーバー中の成分構成は、香料成分 20%、保香材成分 80%。

✚ 分類

関税率表第 0402.10 号 - 1 (統計番号 0402.10-121 又は-129) の砂糖を加えた粉状のミルク

✚ 分類理由

着香料として添加しているミルクフレーバーは、もともとミルクに含まれている成分であり、関税率表解説第 4 類総説に、「(ミルクには) ミルクの天然の組成成分が添加されていても...よい。」とされていることから上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)